

香川県立保健医療大学研究費取扱要綱

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手（以下「教員」という。）の県費に係る研究費に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 研究費は、次の3種類とする。

- (1) 教員研究費 研究活動を行うためにそれぞれの教員に配分された研究費
- (2) 共同研究費 教員が学外の保健医療福祉の専門職と共同で研究活動を行うために配分された研究費
- (3) 教員研修費 香川県立保健医療大学教員学外研修規程に基づく外国派遣研修及び国内派遣研修（2週間超）のための旅費及び負担金

(研究費の支出科目等)

第3条 研究費の経費支出科目は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金、補助及び交付金とする。

2 研究費の支出対象とすることのできる経費は、研究活動を推進していく上で必要とする経費及び当該経費で購入した物品等を収納するため必要とする棚台類、箱庫類を購入する経費で、別表に定めるものとする。

(配分方法等)

第4条 学長は、毎年、研究費の配分方法等を定めるものとする。

(研究費の執行手続)

第5条 研究費に係る契約、購入その他の執行手続は、教員（共同研究費にあつては、代表者。以下同じ。）の研究費の執行要求を受けて、事務局において行う。

2 教員は、研究費の資金前渡又は前金払を必要とするときは、前もって事務局に申し出なければならない。この場合において、執行可能な範囲並びに執行及び精算又は検収は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の定めるところによる。

(研究費に係る備品等)

第6条 研究費の執行要求を受けて購入した備品等は、本学の備品等となる。

2 教員は、研究費の執行要求を受けて購入した備品等の所在等を明確にしておかなければならない。

3 教員は、研究終了後、研究費の執行要求を受けて購入した備品及び図書（50,000円以上）を事務局又は図書館に引き継がなければならない。

(研究成果の報告)

第7条 教員は、学長が定める期日までに、研究実績報告書を学長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月19日から施行する。

研究費支出基準

科 目	内 容	
報償費	報償金	研究協力者等への謝礼及び謝金 (謝礼及び謝金の支払基準は、別途定める。)
旅費		研究・調査・学会出席等目的の旅費 (職員等の旅費に関する条例(昭和27年香川県条例第32号)の規定による。) 依頼旅費等 (附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の規定を準用する。)
需用費	消耗品費	研究用図書(50,000円未満)、雑誌類、文房具類、研究用機械器具(50,000円未満)、一般事務用機械器具(50,000円未満)、パソコン用ソフトウェア(50,000円未満で記憶媒体の納品があるもの)、試薬、試験研究用の動物等
	燃料費	研究・実験等事業用の燃料等の購入費等
	印刷製本費	印刷代、製本代等
	修繕料	備品等の修理費等
	飼料費	飼育中の動物のえさ
役務費	通信運搬費	郵便料(切手、葉書等)、電信電話料、通信回線使用料、運搬料等
	手数料	文献検索費等
	筆耕翻訳料	テープ起こし手数料、英文翻訳、英文校正等
	広告料	論文の掲載料、投稿料等
委託料		研究調査、パソコンソフト開発等の委託料
使用料及び賃借料		研究を目的とする会議室等の借上料、パソコン用ソフトウェアのダウンロード料(記憶媒体の納品がないもの)等
備品購入費		50,000円以上の研究用機械器具、一般事務用機械器具、研究用図書、パソコン用ソフトウェア(記憶媒体の納品があるもの)等
負担金、補助及び交付金	負担金	学会参加費等(懇親会費を含むものを除く。)